

令和7年度
まちづくり資料集



東近江市

自治ハウス		
1	自治ハウス整備事業	1
2	コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）	1
3	コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）	2
まちづくり		
4	自治会活動支援補助金	3
5	住み続けたい地域づくり交付金	4
6	美しいまちづくり（近隣景観形成協定対策事業）	5
7	リサイクル活動推進事業補助	5
8	生ごみ処理容器購入補助	6
9	サロン活動助成事業	7
10	敬老会事業補助	7
11	高齢者活動補助金	8
12	老人クラブ等活動費補助金	9
13	健康推進員活動事業	9
14	認可地縁団体向け空家除却補助金	10
15	見守り合い活動サポート助成事業	10
防犯・防災		
16	消火栓設備購入補助金	11
17	可搬式消防ポンプ購入補助金	11
18	安全なまちづくり活動補助金	12
19	自主防災活動補助金	13
20	防災かまどベンチづくり事業補助金	14
21	コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）	15
環境整備		
22	道路等の維持補修用原材料支給及び溝蓋上げ機貸出し	16
23	河川愛護活動事業	17
24	土木工事等補助金（道路・水路の維持経費補助）	18
25	道路愛護活動事業（近江の美知普請）	19
26	除雪機械購入補助金	19
27	児童遊園の整備	20
28	地籍調査事業	21
29	ごみステーション設置・修繕補助	22
30	環境美化等の啓発看板の配布	23
31	通学路交通安全啓発看板の配布	23
32	交通安全啓発看板の配布	24
33	生活環境緑化（苗木無料配布）事業	25
34	緑の街づくり事業補助金	26
35	赤い羽根共同募金助成事業（こどもの遊び場遊具助成事業）	27
36	共同募金助成事業（「とび出し人形」の設置支援）	27
スポーツ・生涯学習等		
37	ニュースポーツ出前講座	28
38	東近江市地域文化継承支援事業	28
39	男女共同参画出前講座	28
40	避難行動要支援者避難支援制度出前講座	29
貸出物品		
41	食品加工機貸し出し	29
42	備品等の貸し出し	29
43	ニュースポーツ用具貸し出し	30
その他		
・	まちづくり資料集連絡先	32
・	まちづくりネット東近江について	33
・	自治会運営のヒント集	34

1 自治ハウス整備事業

事業の内容	集会所の建築又は購入、既存の集会所及びその敷地内の通路を人にやさしい構造（バリアフリー化）にするための経費に対し市が補助します。
事業主体	自治会
補助対象及び補助金額	① 建築又は購入 総事業費の3分の1以内とし、855万円を限度とします。 （既存施設の増築、改修、外構工事費、既存建物除去費、備品購入費等は対象外です。） ② 人にやさしい改造 総事業費の3分の1以内とし、200万円を限度とします。 総事業費100万円以上の事業が対象です。 既存集会所及びその敷地内の通路をバリアフリー化するための経費で、備品購入費等は対象外です。 ＊市の予算の範囲内において補助金を交付します。 ＊補助を受けることができるのは1回限りとします。
その他	この補助制度は、事業実施前年度に事前協議が必要です。 利用を希望される場合は、事業実施の前年9月1日までに御相談ください。 ※「2 コミュニティセンター助成事業」とは併用できません。
申請・問合せ先	まちづくり協働課 TEL 0748-24-5623 IP 050-5801-5623 メールアドレス machikyo@city.higashiomi.lg.jp

2 コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

事業の内容	一般財団法人自治総合センターが、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要に応じた機能を有する集会施設の建設整備に対して助成するとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行うものです。
事業主体	自治会（認可地縁団体：法人化している自治会に限る。）
助成対象経費	施設の建設又は大規模改修に要する経費
助成金額	対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円が上限となります。
その他	この制度は、助成申請書を提出した翌年度に選考の上、採択となります。 （県内で採択されるのは毎年3団体程度です。） 助成申請書を前年の9月1日までに市から県を通じて自治総合センターへ提出する必要がありますので、制度を利用される場合は、事前に御相談ください。 また、採択された場合でも、工事の契約等ができるのは7月以降になります。 ※「1 自治ハウス整備事業」とは併用できません。
申請・問合せ先	まちづくり協働課 TEL 0748-24-5623 IP 050-5801-5623 メールアドレス machikyo@city.higashiomi.lg.jp 詳しくは、一般財団法人自治総合センターのホームページを御覧ください。 http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity

3 コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

事業の内容	一般財団法人自治総合センターが、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に対して助成するとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行うものです。
事業主体	自治会
助成対象経費	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。） ※助成対象備品の一例 遊具、屋外放送設備、コピー機、除雪機、エアコン、テント等 ※助成対象外となるもの ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、カーペット、カーテン等） ・防災・防犯設備、備品 ・宗教団体と関連した設備、備品 ほか 詳しくは、一般財団法人自治総合センターのホームページ又はまちづくり協働課窓口で御確認ください。
助成金額	100 万円以上 250 万円以下（事業費の 10 分の 10）
その他	この制度は、助成申請書を提出した翌年度に選考の上、採択となります。 （申請しても必ず採択されるものではありません。） 助成申請書を前年の9月1日までに市から県を通じて自治総合センターへ提出する必要がありますので、制度を利用される場合は、事前に御相談ください。 また、採択された場合でも、備品購入等ができるのは7月以降になります。
申請・問合せ先	まちづくり協働課 Tel 0748-24-5623 IP 050-5801-5623 メールアドレス machikyo@city.higashiomi.lg.jp 詳しくは、一般財団法人自治総合センターのホームページを御覧ください。 http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity



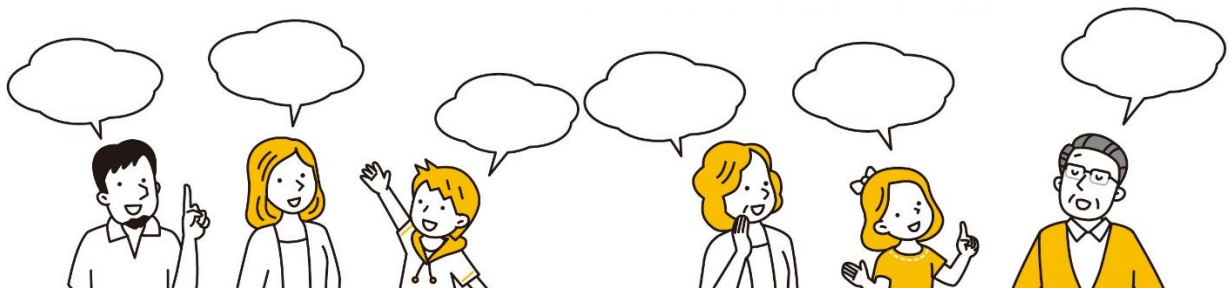
4 自治会活動支援補助金

事業の内容	地域コミュニティの基盤である自治会活動を支援し、地域のにぎわい・つながりの醸成を図るため、自治会活動に必要となる備品の整備及び自治会が管理する施設の修繕に係る費用を予算の範囲内で補助します。
事業主体	自治会
補助対象事業・対象経費	自治会活動に必要とする備品の整備及び自治会が管理する施設の修繕に係る費用 【対象備品の例】 パソコン、プリンター、草刈り機、チェーンソー、車椅子、安全柵、冷蔵庫、上敷、カーペット、テント、放送設備、冷房・暖房用機器、プロジェクター、スクリーン、机、椅子、ホワイトボード、書棚等 【対象修繕の例】 補助手すりの設置、スロープ、雨漏れ、掲示板、室内外照明器具、防犯灯の修繕 【対象外】 需用関係費用（消耗品、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費） ※備品とは、形状や性質を変えずに、比較的長期間の使用又は保存に耐えうるもので、おおむね10,000円以上のものとします。
補助金額	総事業費の2分の1以内とし、補助金額50,000円を限度とします。ただし、備品購入額及び修繕額は、20,000円以上（補助金額10,000円以上）とします。 補助申請金額は千円単位とします。 ※予算の範囲内で補助金を交付しますので、交付できない場合があります。
その他	この補助金は、令和5年度から令和7年度まで、3年間のみの事業とします。 この補助金の申請は1自治会につき1回限りとします。
申請・問合せ先	まちづくり協働課 TEL 0748-24-5623 IP 050-5801-5623 メールアドレス machikyo@city.higashiomi.lg.jp



5 住み続けたい地域づくり交付金

事業の内容	若者が生まれ育った地域の良さを再認識し、東近江市に定住し、結婚し、安心して子育てできる地域づくりを推進するため、自治会が行う地域課題の洗い出しやその解決に向けた取組に対して、予算の範囲内で交付します。
事業主体	自治会
交付の要件	生まれ育った地域で若者の定住を妨げている原因は何かを洗い出し、自治会や地区運営のあり方、地域農業や生活環境、交通の課題、地域の伝統行事や因習、就学・就労・未婚・少子化の問題等について、自治会内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討を行う活動で、次に掲げる要件をいずれも満たすものとします。 ① プロジェクトチームのメンバーは自治会役員の他、公募によりメンバーを募ることとし、各年代層から男女の割合がおおむね半々になるよう選出し、おおむね10名以上で組織すること。 ② プロジェクトチームは、会議や研修など、おおむね年間5回以上開催すること。 ③ プロジェクトチームの会議や研修は広く住民に公開することとし、アンケート調査等により住民ニーズを捉え、そのニーズに対し効果を得る活動であること。 ④ プロジェクトチームの検討内容や計画をまとめた成果物を作成し、自治会内全戸へ配布するとともに、説明を行う場を設けること。
補助対象経費	報償費 講師・有識者への謝金、謝礼 旅費 調査、研修、講師・有識者への旅費 需用費 消耗品費、燃料費、食糧費（会食の経費を除く。）印刷製本費 役務費 事業の実施に要する通信費、保険料、筆耕料等 使用料及び賃借料 会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料等
補助金額	次のとおり定額を補助します。 世帯数 100 世帯以上の自治会は上限 100,000 円 世帯数 100 世帯未満の自治会は上限 70,000 円
その他	この補助制度の利用を希望される場合は、8月末日までに事前に実施計画書を提出ください。 多数の応募がある場合は、補助金額を減額する場合があります。
申請・問合せ先	まちづくり協働課 TEL 0748-24-5623 IP 050-5801-5623 メールアドレス machikyo@city.higashiomi.lg.jp



6 美しいまちづくり（近隣景観形成協定対策事業）

事業の内容	自治会などを単位に、その地域の人々が相互に協力し、風景を守り育てながら、地域内の建物の形や壁、屋根の色、緑化などについて、近隣景観形成協定を結び、美しく住みよいまちづくりを進めるものです。
事業主体	自治会
補助対象経費	★景観形成を図るための事業に要する経費 例えば… ☆生垣設置、敷地の緑化 ☆窓、入り口、ベランダなどにフラワーポットの設置 ☆地区のシンボルとなるポケットパーク等の設置等
補助金額	総事業費の2分の1を限度にします。ただし、総事業費は協定者数（戸数）に1万2千円を乗じた額を限度とし、同一実施主体への補助は、3回限りとします。 ＊市の予算の範囲内において補助金を交付します。
その他	この補助制度の利用を希望される場合は、事前に御相談ください。 上記補助を受ける前に自治会内の3分の2以上の世帯の合意により、建物の形態、意匠、色彩の調和、敷地の緑化などについて、5年以上の協定を結ぶ必要があります。
申請・問合せ先	都市計画課 TEL 0748-24-5655 IP 050-5801-5655 メールアドレス toshikei@city.higashiomi.lg.jp

7 リサイクル活動推進事業補助

事業の内容	地域の人々が相互に協力し、古紙類、古着、古布等のリサイクルに対する意欲向上を図るために、リサイクル促進補助金を交付します。
事業主体	市民で構成する子ども会、老人会、青年会、PTA等の地域団体
補助対象経費	家庭から出た新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・繊維類（古着、布きれ等）・びん類（分別収集をしている地域は除く）を資源回収業者に売却した重量に対して補助します。
補助金額	回収重量1kg当たり 新聞紙・チラシ・雑誌及びダンボールは各2円、繊維類・びん類は各5円を助成します。 ＊市の予算の範囲内において補助金を交付します。
申請・問合せ先	資源再生推進課 TEL 0748-24-5636 IP 050-5801-5636 メールアドレス shigen@city.higashiomi.lg.jp



8 生ごみ処理容器購入補助

事業の内容	生ごみを堆肥化することにより良質の肥料として土に返し、野菜や花を育て、併せてごみの減量化を図るための処理容器を購入するのに要する経費に対し補助します。																															
事業主体	東近江市内の各家庭、又はおおむね10世帯以上で組織する団体です。																															
補助対象経費	次の全ての条件を満たす処理容器購入費（1家庭2個以内、団体については下表のとおり） ☆家庭の台所から生じる生ごみ等の分量を減少させるもの（ただし、生ごみ等を単に粉砕するものを除く） ☆生ごみ等を再資源化できるものに転換するもの ☆耐久性があり、かつ衛生的なもの <table><tr><td>世帯数</td><td>個数</td><td>世帯数</td><td>個数</td></tr><tr><td>20以下</td><td>2</td><td>101以上120以下</td><td>12</td></tr><tr><td>21以上40以下</td><td>4</td><td>121以上140以下</td><td>14</td></tr><tr><td>41以上60以下</td><td>6</td><td>141以上160以下</td><td>16</td></tr><tr><td>61以上80以下</td><td>8</td><td>161以上180以下</td><td>18</td></tr><tr><td>81以上100以下</td><td>10</td><td>181以上200以下</td><td>20</td></tr><tr><td>201以上</td><td colspan="3">20に、20世帯増すごとに2を追加した数</td></tr></table>				世帯数	個数	世帯数	個数	20以下	2	101以上120以下	12	21以上40以下	4	121以上140以下	14	41以上60以下	6	141以上160以下	16	61以上80以下	8	161以上180以下	18	81以上100以下	10	181以上200以下	20	201以上	20に、20世帯増すごとに2を追加した数		
世帯数	個数	世帯数	個数																													
20以下	2	101以上120以下	12																													
21以上40以下	4	121以上140以下	14																													
41以上60以下	6	141以上160以下	16																													
61以上80以下	8	161以上180以下	18																													
81以上100以下	10	181以上200以下	20																													
201以上	20に、20世帯増すごとに2を追加した数																															
補助金額	① 自然発酵型の場合 購入価格の2分の1（千円未満切り捨て）に相当する額。ただし、1万円を限度とします。 なお、補助金は地域商品券で支給します。 ② 機械式処理機の場合 購入価格の2分の1（千円未満切り捨て）に相当する額。ただし、1万円を限度とします。 なお、補助金は地域商品券で支給します。 *①②共に市の予算の範囲内において補助金を交付します。																															
申請・問合せ先	資源再生推進課 TEL 0748-24-5636 IP 050-5801-5636 メールアドレス shigen@city.higashiomi.lg.jp																															



9 サロン活動助成事業

事業の内容	住み慣れた身近な地域で高齢者や障がい者をはじめ、住民みんなが交流を深め、地域で生まれる連帯感や見守り意識を高めるとともに、地域にある暮らしの課題を共有し、解決に向けて助け合い支え合いながら安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって気軽に集える場づくりを支援すること、またサロン活動を通して介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすことを目的に助成を行います。
事業主体	自治会など実施地区内の自主的な組織。ただし、市及び市社協から他の助成を受けた団体は助成を受けることができません。 地域内のおおむね 65 歳以上の高齢者や障がい者を対象とし、対象者の参加が 1 回当たり 5 名以上見込まれる活動で、地域の実情に合わせて年間 6 回以上実施する継続可能な活動
助成対象経費	サロン活動に係る費用とする。ただし、アルコール類、運営スタッフの人件費は対象外とします。
助成金額	1 回 4,000 円×実施回数 年間 6 回以上開催される活動に対して、年額 50,000 円を限度額として助成します。年間に要した助成対象経費の額が補助金額に満たない場合は、その実額とします。
申請・問合せ先	社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会総務課又は各事務所 (32 頁の連絡先を参照ください。) ※申請期限：5 月 30 日(金)

10 敬老会事業補助

事業の内容	地域において、高齢者を対象として実施される敬老会事業に要した経費の一部を補助します。
事業主体	地域（原則として自治会のエリアを想定）において、自治会など住民の自主的な組織等
補助対象経費	敬老会事業に係る講師等の謝礼、記念品等の報償費、消耗品費、印刷製本費及び昼食等の食糧費並びに会場に係る借上料及び光熱水費とします。
補助金額	要綱に定める対象となる高齢者数（年度末において 75 歳以上の方の数）に、市長が別に定める単価を乗じて得た金額を上限とします。
申請・問合せ先	長寿福祉課 Tel 0748-24-5645 IP 050-5801-5645 メールアドレス chojufu@city.higashiomi.lg.jp または各支所（32 頁の連絡先を参照ください。）

11 高齢者活動補助金

事業の内容	高齢者が長年培ってきた豊かな経験や技能、知識を生かして、地域の方の生活を支える事業や高齢者の生きがいや健康づくりを支援する事業に対して、経費の一部を補助します。
事業主体	市内で活動し、主たる事務所又は活動拠点も市内に置く、以下の団体等とします。 ・おおむね60歳以上の者で構成される団体 ・高齢者の就労やボランティア活動を支援する団体 ・市長が事業の実施に適していると認める団体
補助対象事業	高齢者が地域の他の世代の者と連携を図りながら実施し、活動の継続性・発展性・地域への還元性等が認められ、月4回以上又は年間40回以上活動する以下の事業とします。 ・ふれあい体育事業・・・スポーツ活動の推進又は体力増進のための事業 ・文化教養事業・・・文化芸術の普及又は教養を深めるための事業 ・環境保全事業・・・自然豊かなみどりのまちづくりを進めるための事業 ・安心福祉事業・・・安心して暮らせるまちづくりを進めるための事業 ・伝統継承事業・・・地域、自然、生活等の歴史又は伝統を後世に伝えるための事業 ・生活支援事業・・・日常生活を支える事業 ・高齢者自らの生きがいと健康づくり又は豊かな地域社会の構築に寄与すると市長が認める事業 ※新しい事業の立ち上げを応援する補助金です。高齢者活動補助金の交付を受けずに、既に活動している事業は対象としません。
補助対象経費	報償費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、使用料及び貸借料、原材料費、備品購入費（事業開始初年度のみ）
補助金額	補助対象事業1事業につき年額5万円、1団体につき年間3事業を限度とし、予算の範囲内で補助します。 補助金は1事業につき3年間交付します。 初年度：補助対象経費の全額、年額5万円まで 2年目以降：補助対象経費の2分の1の額、年額5万円まで
申請・問合せ先	長寿福祉課 TEL 0748-24-5645 IP 050-5801-5645 メールアドレス chojufu@city.higashiomi.lg.jp



12 老人クラブ等活動費補助金

事業の内容	単位老人クラブが年間を通して次の3つの活動を行う場合、活動費の一部を補助しています。 ①教養活動（生きがいを高める活動） 学習活動、教養講座、研修会の開催など ②健康活動（健康を進める活動） 体操やスポーツ活動、健康学習会の開催など ③地域活動（社会奉仕・参加活動） ボランティア活動による地域貢献など
事業主体	老人クラブ活動等事業の実施について（平成 13 年 10 月 1 日老発第 390 号厚生労働省老健局長通知）に定める老人クラブをいう。
補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費
補助金額	$((A \times 1 / 2) / \text{総クラブ数}) + ((A \times 1 / 2) / \text{総会員数}) \times \text{会員数} + \text{地域いきいき事業活動費補助金}$ ※Aは、滋賀県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱及び滋賀県自治振興交付金選択事業実施要綱に定める額とする。 ※地域いきいき事業活動費補助金は、滋賀県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱に定める額とし、会員数が30人以上のクラブであることを補助条件とする。
申請・問合せ先	長寿福祉課 Tel 0748-24-5645 IP 050-5801-5645 メールアドレス chojufu@city.higashiomi.lg.jp

13 健康推進員活動事業

事業の内容	健康推進員は、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに健康づくり活動を進めるボランティア組織です。野菜摂取や減塩を推進した料理教室、簡単な運動の紹介や各種健診（検診）の受診勧奨など、乳幼児から高齢者までの健康づくり活動をしています。各地域で健康づくりに関する取組をされる際にはお声かけください。 活動内容 ・野菜摂取、減塩、食育の啓発活動や料理教室 ・スクエアステップの普及啓発 ・禁煙の啓発 ・こころの健康（睡眠）の啓発 ・特定健診、がん検診の受診勧奨活動等
事業主体	健康推進員協議会
問合せ先	健康推進課 Tel 0748-24-5646 IP 050-5801-5646 メールアドレス kenko@city.higashiomi.lg.jp



14 認可地縁団体向け空家等除却費補助金

事業の内容	認可地縁団体を設立している自治会が空家等（土地・建物）を取得し、空家を除却する場合、その除却費用の一部を補助します。
補助対象者	自治会（認可地縁団体：法人化している自治会に限る。）
補助対象経費	空家の除却費用 ※除却とは、建物（空家）がある敷地を更地にすることとし、次の費用を対象とします。 ①建物の解体費用 ②草木の伐採費用 ③門扉やブロック塀等建物に附属する工作物の撤去費用 ④残置物の処分費用 ⑤整地費用 ⑥相続財産清算人等裁判所が選任した空家等の管理を行う権限を有する者からの空家等の購入であって、空家等の適正な管理に不可欠であるとして市長が認める費用 ※空家の取得、除却等、全ての事業を年度内に完了すること。 ※不動産売買における手数料や登記費用は補助対象外とします。
補助金額	上限100万円（千円未満切り捨て）
補助率	補助対象経費の2分の1
申請・問合せ先	住宅課 TEL 0748-24-5669 IP 050-5801-5691 メールアドレス jyutaku@city.higashiomi.lg.jp



15 見守り合い活動サポート助成事業

事業の内容	共同募金運動におけるテーマ型募金「見守り活動支援募金」の財源に、住民が主体となって取り組む見守り合い活動や支え合い活動を応援することを目的に助成し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。
事業主体	東近江市内の自治会や有志の団体など
対象となる活動	東近江市内の自治会エリアで実施する活動で、今後継続して行う見守り合い活動や支え合い活動。
助成対象経費	対象事業を実施するために直接必要な経費。ただし、行政や市社協の他の助成金を受けて実施している活動は対象外となります。
助成金額	1年につき上限20,000円とし、助成を受けられる期間は初めて本助成を受けた年度から連続して3年となります。
申請・問合せ先	社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会 総務課又は各事務所 （32頁の連絡先を参照ください） ※申請期限：5月30日（金）

16 消火栓設備購入補助金

事業の内容	自治会が行う消火栓設備の整備に要する経費の一部を補助します。
事業主体	自治会
補助対象経費	・消火栓用ホース格納箱（アングルブロック台含む。） ・消火栓用備品（ホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓開閉キー） ・消火栓表示板 ※消火栓用以外の表示板やホースなどについては、18 安全なまちづくり自主活動補助金、19 自主防災活動補助金を御活用ください。
補助金額	対象備品ごとに補助額を定めています。
その他	令和6年度に「消火栓設備購入補助金要望書」を提出された自治会が対象になります。令和8年度の制度については、8月に全自治会長へ文書で御案内します。
申請・問合せ先	防災危機管理課 TEL 0748-24-5617 IP 050-5801-5617 メールアドレス anzen@city.higashiomori.lg.jp

17 可搬式消防ポンプ購入補助金

事業の内容	自主防災活動に必要な可搬式消防ポンプの整備に要する経費の一部を補助します。
事業主体	自主防災組織又は自主防災組織を有する自治会 ※自主防災組織は、規約が制定され防災計画を策定し、継続的に活動を行っていること。
補助対象経費	可搬式消防ポンプ及び消防ポンプ用資機材の購入に要する経費
補助金額	補助対象経費の3分の2以内（千円未満切捨て）を補助します。 ※補助を受けることができるのは1組織1回限りとします。
補助金額の上限	100万円
その他	令和6年度に「可搬式消防ポンプ購入補助金交付要望書」を提出された自主防災組織又は自主防災組織を有する自治会が対象になります。 令和8年度の制度については、8月に全自治会長へ文書で御案内します。 ※21 コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）を御活用いただくことも可能ですが、併用はできません。
申請・問合せ先	防災危機管理課 TEL 0748-24-5617 IP 050-5801-5617 メールアドレス anzen@city.higashiomori.lg.jp

18 安全なまちづくり自主活動補助金

事業の内容	自治会が行う防災・防犯活動に要する経費の一部を補助します。
事業主体	自治会
補助対象経費	1 自治会の防災・防犯活動に要する経費 (1) 啓発活動に要する経費 啓発用チラシ、パンフレット等の印刷、啓発資料の購入、防災又は防犯マップの作成、一時集合場所表示板の作成等 (2) 訓練、研修等に要する経費 講演会講師謝礼（講師が公務員で業務として行う場合を除く）、図上訓練用消耗品購入費等 (3) 活動に要する資機材等の購入経費 法被等組織の被服、ヘルメット、長靴、誘導棒、ヘッドライト、防災倉庫、防犯カメラ等 ※対象とならないもの ・会議の茶菓子、炊き出し訓練の食材、備蓄食料等の食糧費 ・自治会館等の使用料、維持管理費（水道、電気代等） ・機械器具等の維持管理費（燃料代、修繕費、交換用消耗品等） ・参加賞、啓発物品等（防犯ブザーや消火用バケツ等）の全戸（参加者全員）に配布するもの ・資機材の購入費以外は対象になりません（送料、組立費、手数料、処分費用等）。 ・消耗品にあたるもの（電池等） 2 防犯灯の新設に要する経費 宅地造成等により新たに防犯灯の設置が必要になった箇所で生活の用に供する道路（寺社の参道や公園敷地内等を除く）を照らすことを目的とするLED防犯灯の新規設置費用
補助金額	1 自治会の防災・防犯活動に要する経費 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）を補助します。 2 防犯灯の新設に要する経費 1灯につき1万円 ※補助を受けることができるのは1年度に1回限りとします。 ※予算の範囲内で補助金を交付しますので、交付できない場合があります。
補助金額の上限	3万円
その他	この補助制度の活用を希望される場合は、必ず事前にお問合せください。 なお、防犯灯及び防犯カメラの新設に関する補助金については、事前協議が必要となります。 ※対象経費によって、条件や他機関との協議が必要な場合があります。 ※19 自主防災活動補助金との併用はできません。 （防犯灯、防犯カメラ等の防犯資機材を除く）
申請・問合せ先	防災危機管理課 TEL 0748-24-5617 IP 050-5801-5617 メールアドレス anzen@city.higashiomi.lg.jp

19 自主防災活動補助金

事業の内容	自主防災組織が行う活動に要する経費の一部を補助します。
事業主体	自主防災組織又は自主防災組織を有する自治会 ※自主防災組織は、規約が制定され防災計画を策定し、継続的に活動を行っていること。
補助対象経費	自主防災活動に要する経費 ① 啓発活動に要する経費 啓発用チラシ、パンフレット等の印刷、啓発資料の購入、防災マップの作成、一時集合場所表示板の作成等 ② 防災訓練、研修等に要する経費 講演会講師謝礼（講師が公務員で業務として行う場合を除く。）、図上訓練用消耗品購入費等 ③ 活動に要する資機材等の購入経費 法被等組織の被服、ヘルメット、長靴、誘導棒、ヘッドライト、防災倉庫等 ※対象とならないもの ・会議の茶菓子、炊き出し訓練の食材、備蓄食料等の食糧費 ・自治会館等の使用料、維持管理費（水道、電気代等） ・機械器具等の維持管理費（燃料代、修繕費、交換用消耗品等） ・参加賞、啓発物品等（ホイッスルや消火用バケツ等）の全戸（参加者全員）に配布するもの ・消耗品にあたるもの（備蓄食料、水、携帯トイレ、電池等） ・資機材の購入費以外は対象になりません（送料、組立費、手数料、処分費等）。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）を補助します。 ※補助を受けることができるのは1年度に1回限りとします。 ※予算の範囲内で補助金を交付しますので、交付できない場合があります。
補助金額の上限	5万円
その他	この補助制度の活用を希望される場合は、必ず事前にお問合せください。 ※対象経費によって、条件がある場合があります。 ※21 コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）を御活用いただくことも可能ですが、併用はできません。 ※18 安全なまちづくり自主活動補助金との併用はできません。
申請・問合せ先	防災危機管理課 TEL 0748-24-5617 IP 050-5801-5617 メールアドレス anzen@city.higashiomi.lg.jp

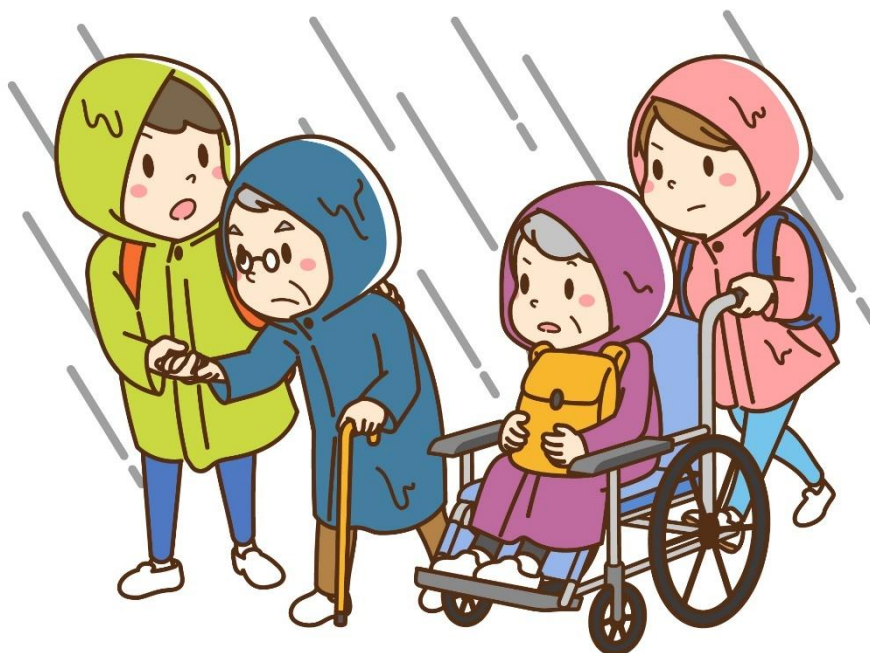


20 防災かまどベンチづくり事業補助金

事業の内容	防災かまどベンチづくり事業の実施に要する経費の一部を補助します。
事業主体	自主防災組織又は自治会
補助対象経費	1 かまどベンチ製作に要する経費 原材料、消耗品等 2 かまどベンチを活用した炊き出しに要する経費 備品（調理器具費等） ※対象とならないもの ・重機のレンタル料 ・かまどベンチ製作や整地等工事の委託料 ・技術指導者謝礼 ・食糧費（炊き出し訓練の食材、茶菓子等）  
補助金額	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）を補助します。 交付条件 1 かまどベンチを世代や性別を問わず共同製作すること。 2 かまどベンチを活用した炊き出し訓練を実施すること。 ※補助を受けることができるのは1年度に1回限りとします。 ※予算の範囲内で補助金を交付しますので、交付できない場合があります。
補助金額の上限	5万円
その他	この補助制度の活用を希望される場合は、必ず事前にお問合せください。
申請・問合せ先	防災危機管理課 TEL 0748-24-5617 IP 050-5801-5617 メールアドレス anzen@city.higashiomi.lg.jp

21 コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）

事業の内容	財団法人自治総合センターが、自主防災組織の育成を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行うことを目的として、要綱に基づき助成しています。
事業主体	自主防災組織（規約・会則等を備え、地域の防災計画を作成している組織）
助成対象経費	自主防災活動に要する資機材購入経費
助成金額	助成対象経費（ただし、限度額があります。）
その他	この制度は、助成申請書を提出し、審査を受け、翌年度の採択となります。ただし、申請されても、必ず採択されるものではありません。また、採択された場合でも、資機材の購入ができるのは7月以降になります。 令和8年度の制度については、8月に自治会長へ文書で御案内します。 ※17～19の補助金とは併用できません。
申請・問合せ先	防災危機管理課 TEL 0748-24-5617 IP 050-5801-5617 メールアドレス anzen@city.higashiomori.lg.jp 詳しくは、一般財団法人自治総合センターのホームページを御覧ください。 http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity



22 道路等の維持補修用原材料支給及び溝蓋上げ機貸出し

事業の内容	自治会が維持管理する道路、水路の補修をするために必要な原材料を支給します。 また、作業に必要な機具を貸出します。 ※原材料の支給は、1 自治会当たり年間の上限があります。
事業主体	自治会
対象箇所	・市有道路（市が所有する道路のうち、市道として認定をしていない道路） ・法定外公共物（里道・水路） ・認可地縁団体が土地を所有し、現在、道路・水路として使用する箇所 ※土地改良事業等で整備された農道及び用排水路、林道は対象となりません。 ※私有地、公園、自治会の駐車場・ゴミステーション等は対象となりません。
支給原材料	・アスファルト常温合材（1 袋 30 キロ） 年間 25 袋 ・再生砕石（4 t ダンプ） 年間 3 台 ・山砂（4 t ダンプ） 年間 3 台 ・土のう袋（1 袋 50 枚） 年間 1 袋 ・生コンクリート 年間 3 立米（配送2回まで） ※申請書は、最新の様式を使用してください。（管理課・支所の申請窓口若しくは市ホームページから様式をダウンロードできます。） ※配送を業者に委託していることから、申請日から 14 日間を空けて搬入希望日を受付します。また、搬入希望日は、指定日での受付はできませんので、一定の期間を設けてください。 ※搬入場所を指定いただきますが、配送車両が通行できない場合は、別途協議しますので御了承ください。
機具貸出し	溝蓋上げ機（人カタイプ） ※台数に限りがあることから、予約制としますので、事前に御連絡ください。 ※機具は、所定の場所で引き渡すため、搭載できる車両（軽トラ等）が必要です。 
申請・問合せ先	管理課 TEL 0748-24-5654 IP 050-5801-5654 メールアドレス kanri@city.higashiomi.lg.jp



23 河川愛護活動事業

事業の内容	市民生活に計り知れない恵みを与えている河川の環境美化を積極的に行い、河川を美しく安全に使用し、河川愛護思想が普及することを目的として、堤防の除草等の河川愛護作業に要する経費に対し、予算の範囲で報償費を支払います。
事業主体	自治会、まちづくり協議会など
補助対象経費	1 除草・清掃 ・一級河川及び普通河川の堤防の除草や清掃に要した経費に対して、報償費を支払います。 ・5月上旬までに実施計画書等を提出し、愛護活動を実施した後、10月下旬までに実施報告書等を提出いただきます。 ・報償費の支払いは、例年2月中となります。 2 川ざらえ ・一級河川の河床に堆積する土砂の除去に要した経費に対して、報償費を支払います。 ・一級河川を所管する滋賀県東近江土木事務所による事業採択の審査（現地立会による土砂堆積の状況確認）がありますので、事前に御相談ください。 ・自治会等でしゅんせつ土の処分先が確保されていることが条件となります。 ・報償費の支払いは、事業完了後となります。 ※普通河川の川ざらえは、「24 土木工事等補助金」を参照ください。
報償金	予算の範囲内で、面積や重機の使用状況等から積算します。
申請・問合せ先	管理課 TEL 0748-24-5654 IP 050-5801-5654 メールアドレス kanri@city.higashiomi.lg.jp



24 土木工事等補助金（道路・水路の維持経費補助）

事業の内容	自治会が維持管理する道路・水路等について、自治会が主体となり舗装や修繕、グレーチング蓋の交換等に要した費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。
事業主体	自治会
補助対象箇所	自治会が維持管理する道路・水路等のうち以下のもの ・市有道路（市が所有する道路のうち、市道として認定をしていない道路） ・法定外公共物（里道・水路・普通河川） ・認可地縁団体が所有する土地（道路・水路として使用する部分） ・道路の拡幅、水路（側溝）の敷設のため、新たに認可地縁団体が取得する土地 ●カーブミラーの設置・更新は当補助金の対象となりませんので御留意ください。 なお、自治会でカーブミラーを設置する場合、設置基準がありますので、 <u>市道・・・道路課</u> <u>市有道路・里道・・・管理課</u> に御相談ください。 ※土地改良事業等で整備された農道及び用排水路、林道は対象となりません。 ※私有地、公園、認可地縁団体が所有する土地で上記以外（自治会駐車場、 ゴミステーション用地等）は対象となりません。 ※申請時点で、土地の所有者名義が認可地縁団体であること。（地目は不問）
補助対象経費	① 補助対象箇所における改修工事又は改良工事 （道路の舗装、側溝の設置、水路・普通河川の修繕など） ② 補助対象箇所における<u>工事を伴わない</u>道路附帯物や水路附属物の設置や更新 （側溝・水路へのコンクリート蓋・グレーチング蓋の設置や交換など） ③ 水路・普通河川のしゅんせつ（川ざらえ）
補助金額	① 補助対象経費（上限 150 万円）の 80% （最大 120 万円） ② 補助対象経費（上限 50 万円）の 100% （最大 50 万円） ※自治会員による設置が要件です。 ※業者の労務費（設置に係る人件費）は対象となりません。 ③ 補助対象経費（上限 50 万円）の 80% （最大 40 万円）
その他	この補助金の活用を希望される場合は、9月末日までに「市政に対する要望書」を提出ください。市が審査し補助金の対象として採択した場合に、見積書を提出していただきます。その後、市が予算を確保した上で、翌年度以降に改めて事業を案内します。 【事業要件】 ・1年度内に完了する事業であること。 ・この補助金は、同一自治会へ年度を連続して交付はできません。 ・同一年度の同一自治会への補助金の交付は、1回に限ります。（分割できません。） ・①②③の事業を合冊した実施は可能ですが、補助対象経費の上限は合算して 150 万円以内です。 ・土地境界について隣地者と確認し、自治会長を事業実施者として施工すること。 ・用地取得費、補償費、登記に係る経費は、補助対象となりません。 ・道路附属物及び水路附帯物は、J I S規格製品又は同等以上の製品を使用すること。 ・③川ざらえで発生したしゅんせつ土の処分は、自治会が用意した土地への搬入、事業者による処分のどちらも可能です。
申請・問合せ先	管理課 TEL 0748-24-5654 IP 050-5801-5654 メールアドレス kanri@city.higashiomi.lg.jp

25 道路愛護活動事業（近江の美知普請）

事業の内容	県が管理する道路について、住民との協働による地域の道路環境保全を目的に道路の植栽施設や路肩の維持管理を自治会等の地域の団体等に委託し実施します。
事業主体	地域住民で組織された自治会、PTA、老人会等の団体
事業の対象及び実施回数	・植栽管理委託 管理区域内に設置された、面積がおおむね 100 m²以上の植栽施設の維持管理及びその周辺における美化清掃 年間 3 回 ・路肩除草委託 路肩部（除草幅：路肩から 1 m 程度）で延長 500m 以上の除草及びその周辺の美化清掃 年間 2 回
委託額	次に掲げる委託内容ごとの単位面積当たりの単価に実施面積を乗じて得た額の合計額（直接管理費：千円未満切り捨て）と諸経費（直接管理費に 6% を乗じた額：千円未満切り捨て）の合計額とし、その上限額は一契約当たり 40 万円とします。 ※参考 令和 5 年度単価（毎年若干の変動があります。） 植栽施設管理委託 6,000 円～17,000 円／百 m²（植栽密度により変動） 路肩除草委託 15,700 円／千 m²
申請・問合せ先	道路課 TEL 0748-24-5650 IP 050-5801-5650 メールアドレス doroka@city.higashiomi.lg.jp

26 除雪機械購入補助金

事業の内容	自治会が降雪期における除雪対策のため新たに購入する除雪機械に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
補助の範囲	補助対象となる除雪機械は、自治会が市道及び生活関連道路等の除雪に使用するものとし、個人が使用し又は所有するものは補助金の対象になりません。  小型除雪機  トラクター取付用除雪アタッチメント
補助対象経費	補助金額は、除雪機械の購入費用（取付け費用を除く。）の 2 分の 1 の額（1,000 円未満切り捨て）とし、1 台につき補助金の限度額は、15 万円とします。ただし、1 自治会に対する同一年度における補助金の総額は、30 万円以下とします。
その他	この制度を利用される場合は、前年の 8 月末日までに要望書を提出してください。
申請・問合せ先	道路課 TEL 0748-24-5650 IP 050-5801-5650 メールアドレス doroka@city.higashiomi.lg.jp

27 児童遊園の整備

事業の内容	児童を心身ともに健やかに育成することを目的として、自治会が行う児童遊園遊具等の整備（新設又は老朽化による補修・整備）に対して助成します。
事業主体	自治会
補助対象経費	遊具と安全設備（フェンス等）の整備に係る経費
補助金額	5万円以上の事業を対象とし、必要経費の2分の1以内（1,000円未満切捨て）を補助します。ただし、補助金額は12万円を限度とします。 ※市の予算の範囲内において補助金を交付します。
その他	この補助制度を過去15年以内に利用されている場合は、満額（12万円）の補助は受けられません。また、児童遊園の整備を行う前に必ず事前申請をしてください。 補助が受けられる経費及び金額については、事前に都市計画課までお問合せください。
申請・問合せ先	都市計画課 Tel 0748-24-5655 IP 050-5801-5655 メールアドレス toshikei@city.higashiomori.lg.jp



28 地籍調査事業

事業の内容	登記所に備え付けられている地図は、その多くが、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図（公図又は字限図等）を基にしたものです。 この地図は、土地の境界、形状などが現実とは違う場合があり、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合もあるのが実態です。 地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界を経緯度に結びつけた座標値で測量し正確な面積を求め、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に作成することをいいます。 この「地籍図」及び「地籍簿」は、その写しが登記所に送付され、登記所において地籍簿を基に土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第 14 条地図として備え付けられます。
事業主体	市が土地所有者や自治会等の協力のもとに実施するもので、おおむね自治会や町単位で取り組んでいただくことになります。事業を実施する際には、自治会で地籍調査推進委員会を設立していただき、事業の円滑な実施に協力していただく必要があります。
費用負担	経費は、国・県・市が負担しますので、土地所有者や自治会に調査のための経費負担はありません。ただし、境界確認のために立ち会っていただく必要があります。
事業効果	地籍調査を行うことで、下記のような効果が期待できます。 1 住民間や官民間における境界紛争防止につながります。 2 土地取引の際、境界確認や測量を行う必要がなく、時間と費用の節約ができます。 3 地震や水害などの災害が発生した場合でも、迅速な災害復旧に役立ちます。
調査対象地域	国有林、湖・河川等の公有水面を除く全ての土地を対象としますが、事業実施地区については、宅地（集落内農地を含む）と山林とします。 宅地については、自然災害に対する緊急性（土砂災害警戒区域など）及び市街化区域並びに公共事業計画区域など、地籍調査の事業効果がより見込める地区を優先的に行います。 山林部については、国の方針である航空測量を利用して実施しますので、詳しくはお問合せください。 なお、土地改良事業や土地区画整理事業等で国土調査と同等以上の精度・正確さを有する成果のある地域は除外します。
申請・問合せ先	管理課 TEL 0748-24-5654 IP 050-5801-5654 メールアドレス kanri@city.higashiomi.lg.jp



29 ごみステーション設置・修繕補助

事業の内容	適正なごみ収集所の確保及び出されたごみを衛生的に管理、収集するために、自治会がごみステーションを設置又は修繕するのに要する経費について、予算の範囲内において補助します。
事業主体	自治会、町内会などの地域の人々により組織されている団体
補助対象経費	次の条件を満たすごみステーションの設置又は修繕に要する経費に対して補助します。 ☆野犬、猫、カラス等が中に入れないよう、金網等で囲いのあるもの ☆扉は引き違い式で、ごみの収集業務がスムーズに行えるもの ☆設置場所は自治会で確保し、善良な管理をされるもの ☆過去5年以内に東近江市ごみステーション設置等補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないステーションであること。ただし、整備された後に風水害等の災害により整備することになったものは、この限りではありません。 ☆補助対象となる修繕は、次に該当するものとします。 ①錆又は腐食を防止するための修繕 ②ステーション又は基礎の破損に対する修繕 ③移設先の基礎の設置に要する工事（移設に伴う運搬費は除きます。）
補助金額	（新規の場合） ①ごみステーション1基につき設置に要した費用の3分の1に相当する額又は3万円の内いずれか少ない額とします。 ただし、設置費用が30万円以上の場合は6万円を限度とし、設置費用が50万円以上の場合は10万円を限度とします。 ②2箇所以上にあるごみステーションを1基にまとめる場合の補助金額は、設置費用を箇所数で除した額が30万円未満の場合は3万円に収集所の数を乗じて得た額、30万円以上50万円未満の場合は6万円に収集所の数を乗じて得た額、50万円以上の場合は10万円に収集所の数を乗じて得た額とします。 ③直置き収集場所を統合し新しくステーションを設置した場合は、設置費用の2分の1又は15万円のうちいずれか少ない額を特例として補助します。 （修繕の場合） ①ごみステーション1基につき修繕に要した費用の2分の1に相当する額とします。 ただし、2万円を限度とします。 ③1自治会に対する同一年度における修繕は、最大箇所数は5箇所まで、最大補助金額は10万円までとします。 ③補助対象となる経費は、業者の修繕費及び直営の場合は材料費のみとします。
注意事項	申請は、ごみステーションの設置又は修繕を行う前に行ってください。申請を受理した後、申請者に対して補助金交付決定通知書を送付いたします。通知書が届いてから工事を開始してください。
申請・問合せ先	新規にごみステーションを設置する場合は、条件に従って設置する必要があります。事前に協議が必要となりますので、詳しくはお問合せください。 資源再生推進課 TEL 0748-24-5636 IP 050-5801-5636 メールアドレス shigen@city.higashiomi.lg.jp

30 環境美化等の啓発看板の配布

事業の内容	自治会内でごみの不法投棄・ポイ捨て、野焼き及び犬のフンでお困りの自治会に対して、下記啓発看板をお渡しますので御活用ください。 （お渡しした看板は、自治会で管理いただくことになります。） ①不法投棄禁止看板 2種類 ②ポイ捨て禁止看板 1種類 ③野焼き禁止看板 1種類 ④犬のフン後始末注意看板 1種類	
配布対象者	自治会 ※申請される自治会への配布枚数は、原則として各2枚を限度としますが、それぞれの看板の数に限りがありますので、その際は御了承ください。	
申請・問合せ先	①～③は 資源再生推進課 Tel 0748-24-5636 IP 050-5801-5636 メールアドレス shigen@city.higashiomi.lg.jp ④は 生活環境課 Tel 0748-24-5633 IP 050-5801-5633 メールアドレス kankyo@city.higashiomi.lg.jp	

31 通学路交通安全啓発看板の配布

事業の内容	通学路の安全対策として、通行車両等へ注意喚起を行う啓発看板をお渡します。 お渡しした看板の設置・維持管理は、自治会で行っていただきます。 看板の種類は、次の3種類です。 ① 通学路徐行 ② こども横断最徐行 ③ 歩行者自転車に注意	
配布対象者	自治会 ※配布枚数は、原則として1対策箇所につき2枚以内としています。 ※看板の数に限りがあり、即時お渡しできない場合があります。御了承ください。	
申請・問合せ先	教育総務課 Tel 0748-24-5670 IP 050-5801-5670 メールアドレス kyoiku@city.higashiomi.lg.jp	

32 交通安全啓発看板の配布

事業の内容	自治会内での交通安全啓発と交通事故防止を目的にスピードを出して通行する車の多い道路や見通しが悪く事故の多い道路などの危険箇所に、下記の6種類の啓発看板をお渡しします。 （看板は、自治会で設置、管理いただくことになります。） ①事故多し スピード落とせ ②一時停止・左右確認 ③注意 この先交差点あり ④危険 交差点事故多発 ⑤住宅地スピード落とせ ⑥徐行 この先横断歩道 
看板の大きさ	H120 cm×W20 cm＋足 30 cm
配布対象者	自治会 ※7月11日（金）までに市民生活相談課まで御申し込みください。申請は1自治会につき、年間2枚以内としますが、申請多数の際は、御希望に添えない場合があります。 今年度、配布が決定した自治会は、翌年度の申請はお控えください。
申請・問合せ先	市民生活相談課 TEL 0748-24-5699 IP 050-5802-8484 メールアドレス kotsuanzen@city.higashiomi.lg.jp

33 生活環境緑化（苗木無料配布）事業

事業の内容	「緑の募金」の還元事業として、公共性を有し多くの人が集う場所へ植栽するための苗木を無料配布します。地域に緑を増やし快適な環境をつくれます。 詳しくは4月下旬に各自治会へ文書で案内いたします。 10月末日申込締切。苗木配布予定は3月上旬となります。
配布対象者	自治会、町内会など地域の人々により組織されている団体
申請・問合せ先	河辺いきものの森 Tel 0748-20-5211 IP 050-5801-5211 メールアドレス hanatomi@city.higashiomi.lg.jp ※月曜日、祝日の翌日及び年末年始が休館日です。



34 緑の街づくり事業補助金

事業の内容	東近江市が緑あふれる素敵なまちとなるよう、地域、家庭、学校、事業所等が一体となって「花と緑いっぱいの快適なまちづくり」を推進します。																																																																		
事業主体	東近江市内の事業所、自治会及び市内に居住されている方																																																																		
補助対象経費	☆生け垣設置 新たに生け垣を設置する場合、または既設のブロック塀等を取り壊して生け垣を設置するために要する経費 ☆垂直緑化 壁面、フェンス、ブロック塀等に沿って新たにつる性植物を植栽するために要する経費 ☆街の木植栽 道路から眺望できる高木を新たに植栽するために要する経費 ☆シンボルツリー植栽 公共空地に将来地域のシンボルとなるような樹木を植栽するために要する経費 ☆苗木植栽 将来高木となる苗木を植栽するために要する経費 ☆花いっぱい運動 花苗植栽・プランター購入に要する経費																																																																		
補助金額	☆個人での緑化の場合 <table> <tr> <td>生け垣設置</td><td>1,250 円／m</td><td>限度額</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>※ブロック塀等撤去の場合</td><td>2,000 円／m</td><td>限度額</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>垂直緑化</td><td>500 円／m</td><td>限度額</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>街の木植栽</td><td>5,000 円／本</td><td>限度額</td><td>10,000 円</td></tr> </table> ☆事業所での緑化の場合 <table> <tr> <td>生け垣設置</td><td>625 円／m</td><td>限度額</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>※ブロック塀等撤去の場合</td><td>10,000 円／m</td><td>限度額</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>垂直緑化</td><td>250 円／m</td><td>限度額</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>街の木植栽</td><td>2,500 円／本</td><td>限度額</td><td>15,000 円</td></tr> </table> ☆自治会での緑化の場合 <table> <tr> <td>生け垣設置</td><td>1,250 円／m</td><td>限度額</td><td>62,500 円</td></tr> <tr> <td>※ブロック塀等撤去の場合</td><td>2,000 円／m</td><td>限度額</td><td>100,000 円</td></tr> <tr> <td>垂直緑化</td><td>500 円／m</td><td>限度額</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>街の木植栽</td><td>5,000 円／本</td><td>限度額</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>シンボルツリー植栽</td><td>25,000 円／本</td><td>限度額</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>苗木植栽</td><td>250 円／本</td><td>限度額</td><td>25,000 円</td></tr> </table> ☆自治会での花いっぱい運動の場合 <table> <tr> <td>花苗植栽</td><td>30 円／株</td><td>限度額</td><td>12,000 円</td></tr> <tr> <td>プランター購入</td><td>100 円／個</td><td>限度額</td><td>12,000 円</td></tr> </table> (自治会規模により限度額を別に定めています。)			生け垣設置	1,250 円／m	限度額	25,000 円	※ブロック塀等撤去の場合	2,000 円／m	限度額	40,000 円	垂直緑化	500 円／m	限度額	10,000 円	街の木植栽	5,000 円／本	限度額	10,000 円	生け垣設置	625 円／m	限度額	25,000 円	※ブロック塀等撤去の場合	10,000 円／m	限度額	40,000 円	垂直緑化	250 円／m	限度額	10,000 円	街の木植栽	2,500 円／本	限度額	15,000 円	生け垣設置	1,250 円／m	限度額	62,500 円	※ブロック塀等撤去の場合	2,000 円／m	限度額	100,000 円	垂直緑化	500 円／m	限度額	25,000 円	街の木植栽	5,000 円／本	限度額	25,000 円	シンボルツリー植栽	25,000 円／本	限度額	25,000 円	苗木植栽	250 円／本	限度額	25,000 円	花苗植栽	30 円／株	限度額	12,000 円	プランター購入	100 円／個	限度額	12,000 円
生け垣設置	1,250 円／m	限度額	25,000 円																																																																
※ブロック塀等撤去の場合	2,000 円／m	限度額	40,000 円																																																																
垂直緑化	500 円／m	限度額	10,000 円																																																																
街の木植栽	5,000 円／本	限度額	10,000 円																																																																
生け垣設置	625 円／m	限度額	25,000 円																																																																
※ブロック塀等撤去の場合	10,000 円／m	限度額	40,000 円																																																																
垂直緑化	250 円／m	限度額	10,000 円																																																																
街の木植栽	2,500 円／本	限度額	15,000 円																																																																
生け垣設置	1,250 円／m	限度額	62,500 円																																																																
※ブロック塀等撤去の場合	2,000 円／m	限度額	100,000 円																																																																
垂直緑化	500 円／m	限度額	25,000 円																																																																
街の木植栽	5,000 円／本	限度額	25,000 円																																																																
シンボルツリー植栽	25,000 円／本	限度額	25,000 円																																																																
苗木植栽	250 円／本	限度額	25,000 円																																																																
花苗植栽	30 円／株	限度額	12,000 円																																																																
プランター購入	100 円／個	限度額	12,000 円																																																																
その他	この補助制度の利用を希望される場合は、事前に御相談ください。																																																																		
申請・問合せ先	河辺いきものの森 Tel 0748-20-5211 IP 050-5801-5211 メールアドレス hanatomi@city.higashiomi.lg.jp ※月曜日、祝日の翌日及び年末年始が休館日です。																																																																		

35 赤い羽根共同募金助成事業（こどもの遊び場遊具助成事業）

事業の内容	児童の健全育成を目的に、市内の自治会が管理されている子どもの遊び場遊具の新設や補修について助成を行います。
事業主体	自治会
助成対象経費	自治会の管理する子どもの遊び場遊具の新設や補修に係る経費
助成金額	遊び場遊具の新設や補修にかかる経費の2分の1以内の額で、新設は上限 15 万円、補修は上限5万円（100 円未満切り捨て）
申請方法	予算の範囲内において年度内随時受付 申請は1自治会につき、年度に1回とします。ただし、他の助成を受けられた遊具については対象外とします。また、前年度に新設事業で本助成を受けられた自治会は、新設事業での申請はできません。
ペンキとハケの貸出し	遊具塗り替え用の水溶性ペンキとハケの貸し出しをしています。常時用意していますが、色に限りがあります。また、利用日の重複を避けるため、あらかじめ利用希望日をお聞かせください。
申請・問合せ先	社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会 総務課又は各事務所 （32 頁の連絡先を参照ください。）

36 共同募金助成事業（「とび出し人形」の設置支援）

事業の内容	子どものとび出し等の危険度の高い交差点に「とび出し人形」の設置を支援（「とび出し人形」の現物渡し）します。	
申請方法	6 月 30 日（月）までに社協窓口申請してください。 数に限りがあります。申請多数の場合は、昨年度お渡ししていない自治会を優先し、抽選にて決定します。7 月中旬頃からお渡しする予定です。 （申請締切後、在庫がある場合は申請順にお渡しします。）	
その他	申請は1自治会につき、年度に1体とします。 設置や管理、廃棄につきましては、各自治会でお願いいたします。 （設置後の傾きや転倒による自動車との接触トラブルなど充分御配慮ください。）	
申請・問合せ先	社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会 総務課又は各事務所 （32 頁の連絡先を参照ください。）	

37 ニュースポーツ出前講座

事業内容	幼児から高齢者、障害者等、誰もが気軽に楽しむことのできるスポーツの機会を提供します。 
事業主体	市内に居住している方おおむね10人以上で構成された団体、サークル、グループ等。
その他	東近江市スポーツ推進委員の活動をインターネットで御覧いただけます。 http://higashioumitaishi.shiga-saku.net/
申請・問合せ先	スポーツ課 TEL 0748-24-5674 IP 050-5801-5674 メールアドレス sports@city.higashiomi.lg.jp

38 東近江市地域文化継承支援事業

事業の内容	歴史文化振興課では、地域の文化継承活動を支援する事業を行っています。「伝統行事を残したい」「地域史を作りたい」などお考えの際には御相談ください。
事業主体	自治会、まちづくり協議会など
申請・問合せ先	歴史文化振興課 TEL 0748-24-5677 IP 050-5801-5677 Fax 0748-24-5571 メールアドレス rekibun@city.higashiomi.lg.jp

39 男女共同参画出前講座

事業の内容	男女共同参画社会の実現に向け、地域への啓発の一環として、男女共同参画推進員が自治会等へ出向き、パワーポイントを活用した電子紙芝居で啓発を行います。紙芝居の内容は、地域の慣習や防災活動、子どもの虐待防止等を題材にした身近な話題を取り上げたものとなっています。
事業主体	自治会や各種団体など
申請・問合せ先	人権・男女共同参画課 TEL 0748-24-5620 IP 050-5801-5620 メールアドレス jinken@city.higashiomi.lg.jp

40 避難行動要支援者避難支援制度出前講座

事業内容	避難行動要支援者避難支援制度は、市内に居住する在宅者のうち、災害時に一人で避難することが難しい人（「避難行動要支援者」といいます。）の名簿を市で作成し、災害時に安否確認や避難誘導を迅速に行えるよう、平常時から自治会や民生委員・児童委員といった避難支援等関係者に名簿を提供して、日頃からの声かけ、見守り等に活用してもらう制度です。本制度の普及・周知のために、市職員等が自治会に出向き、啓発を行います。
事業主体	自治会、民生委員・児童委員など
申請・問合せ先	福祉政策課 TEL 0748-24-5512 IP 050-5801-0945 メールアドレス kenfuku@city.higashiomi.lg.jp

41 食品加工機貸し出し

事業の内容	自治会や町内会等が事業を実施する場合、食品加工機（かき氷機、焼きそば鉄板、その他）の貸出を行います。
申請・問合せ先	使用料、空き状況、申請内容については、直接下記へお問合せください。
たけのこ福祉作業所 （和南町 944 TEL 0748-27-2075） ・かき氷機 2 ・大鍋 3 社会福祉法人グロー 能登川作業所 （山路町 614 TEL 0748-42-5880） ・焼きそば鉄板 2 ・コンロ 2 いこい作業所 （市子殿町 367-1 TEL 0748-55-2411） ・かき氷機 2	

42 備品等の貸し出し

事業の内容	自治会やまちづくり協議会等が事業で利用できる市有の備品リストを市ホームページに掲載しています。 https://www.city.higashiomi.shiga.jp/machizukuri_kankyou/machidukuri/1002094/1002100/1002101.html 直接、市各部署・施設へ御連絡ください。 
-------	--

43 ニュースポーツ用具貸し出し

事業の内容	自治会やまちづくり協議会等が事業で利用できる市有の備品リストを市ホームページに掲載しています。 https://www.city.higashiomi.shiga.jp/bunka_sports_shougaigakushu/sports/1003373/1003374.html 直接、市各部署・施設へ御連絡ください。		
			
貸出品目			
スポーツ課			
グラウンドゴルフクラブ (6本1セット)	10 セット	スローイングビンゴ(屋外用)	2 セット
グラウンドゴルフホール (8ホール1セット)	2 セット	スローイングビンゴ(屋内用)	2 セット
スマイルボウリング	3 セット	おじゃビンゴ	3 セット
ポッチャ	6 セット	ペタンク(屋外用)	3 セット
スクエアステップマット	8 本	ペタンク(屋内用)	3 セット
ドッジビー	16 個	ディスコン	6 セット
アジャタ	2 セット	ドッチどっちゴール	2 セット
ネットでボンポイ	3 セット	キンボール	1 セット
スポーツかるた	1 セット	モルック(屋外用)	6 セット
ユニカール	3 セット	ディスゲッター9	2 セット
カーレット	3 セット	フライングディスク	100 枚
スカットボール	5 セット	スカットボール2	1 セット
デッキスティックゲーム	3 セット	友・遊ボウリング	3 セット
安全ソフトダーツ	4 セット	フープディスゲッター	4 セット
永源寺体育館			
グラウンドゴルフクラブ (6本1セット)	28 セット	グラウンドゴルフホール (8ホール1セット)	5 セット
		フラッグ	3 セット
永源寺コミュニティセンター			
ディスコン	3 組	スマイルボウリング	2 セット
五個荘体育館			
グラウンドゴルフクラブ (6本1セット)	10 セット	グラウンドゴルフホール (8ホール1セット)	2 セット
囲碁ボール	1 セット	カローリング	1 組
		ファミリーバドミントン	4 本
スカイクロス	30 個	スポレックラケット	5 セット
ストラックアウト	3 セット	ディスクゴルフ	3 セット
ダーツ	4 セット	ティーボール	2 セット
フライングディスク	50 個	ペタンク(屋外用)	11 セット
ドッジビー(大10 小10)	20 個	ペタンク(屋内用)	9 セット
ピロポロ	1 セット	ディスコン	3 組
綱引き(屋外用)	1 本	大縄跳び	3 本



綱引き（屋内用）	2 本		
おくのの運動公園体育館			
屋外用グラウンドゴルフクラブ （6本1セット）	10 セット	屋外用グラウンドゴルフホール （8ホール1セット）	3 セット
屋内用グラウンドゴルフクラブ （6本1セット）	4 セット	屋内用グラウンドゴルフホール （4ホール1セット）	4 セット
ドッジビー（大1、小13）	14 個	スマイルボウリング	1 セット
ペタンク（屋内用）	4 セット		
湖東体育館（受付は湖東コミュニティセンター）			
グラウンドゴルフクラブ （6本1セット）	10 セット	グラウンドゴルフホール （8ホール1セット）	2 セット
能登川アリーナ			
グラウンドゴルフクラブ （6本1セット）	46 セット	グラウンドゴルフホール （8ホール1セット）	5 セット
輪投げ公式セット	5 台	ペタンク（屋外用）	6 セット
インディアカ	8 個	ペタンク（屋内用）	5 セット
フライングディスク	15 枚	フライングディスクゴール	2 台
スローイングピンゴ	1 セット	フラッグフットボール	4 セット
ストラックアウト	2 セット		
蒲生体育館			
屋外用グラウンドゴルフクラブ （6本1セット）	19 セット	屋外用グラウンドゴルフホール （8ホール1セット）	3 セット
屋内用グラウンドゴルフクラブ （6本1セット）	5 セット	屋内用グラウンドゴルフホール （8ホール1セット）	1 セット
カローリング	10 組	ドッジビー	8 個
ペタンク（屋外用）	4 セット	スポレックラケット	16 個
ペタンク（屋内用）	5 セット	フライングディスク	30 個
バウンドテニスネット	2 セット	スポーツガラッキー	1 セット
バウンドテニスラケット	8 個	ボケネット（屋内用）	18 個
ディスコン	2 組	キンボール	1 セット
ティーボール	3 セット		
その他	借用される用具が重なる場合は、原則的に先着順となります 東近江市スポーツ推進委員の活動をインターネットで御覧いただけます。 http://higashioumitaishi.shiga-saku.net/		
申請・問合せ先	スポーツ課 TEL 0748-24-5674 IP 050-5801-5674 メールアドレス sports@city.higashiomi.lg.jp 永源寺体育館 TEL 0748-27-0780 IP 050-5801-1159 永源寺コミュニティセンター TEL 0748-27-1060 IP 050-5801-1060 五個荘体育館 TEL 0748-48-2452 IP 050-5801-2452 おくのの運動公園 TEL 0749-46-0227 IP 050-5801-0227 湖東コミュニティセンター TEL 0749-45-0950 IP 050-5801-0950 能登川アリーナ TEL 0748-42-5099 IP 050-5801-5099 蒲生体育館 TEL 0748-55-2920 IP 050-5801-2920		

まちづくり資料集 連絡先

§ まちづくり協働課、各支所自治会関係、市民福祉関係窓口

本庁	八日市緑町10-5	まちづくり協働課	IP	050-5801-5623
永源寺支所	山上町 1316	自治会関係担当	IP	050-5801-1121
		市民福祉担当	IP	050-5801-2185
五個荘支所	五個荘小幡町 318	自治会関係担当	IP	050-5801-3111
		市民福祉担当	IP	050-5801-7311
愛東支所	妹町 29	自治会関係担当	IP	050-5801-0211
		市民福祉担当	IP	050-5801-2260
湖東支所	池庄町 505	自治会関係担当	IP	050-5801-0511
		市民福祉担当	IP	050-5801-3715
能登川支所	躰光寺町 262	自治会関係担当	IP	050-5801-1331
		市民福祉担当	IP	050-5801-8700
蒲生支所	市子川原町 676	自治会関係担当	IP	050-5801-1161
		市民福祉担当	IP	050-5801-4883

§ 社会福祉協議会総務課及び各事務所

本所 総務課	今崎町 21-1 (ハートピア内)	TEL	0748-20-0502
		IP	050-5802-9070
永源寺事務所	永源寺高野町 437 (ゆうあいの家内)	TEL	0748-27-2066
		IP	050-5801-1154
五個荘事務所	五個荘小幡町 318 (五個荘コミュニティセンター内)	TEL	0748-48-4750
		IP	050-5801-1168
愛東事務所	妹町 29 (愛東支所内)	TEL	0749-46-2044
		IP	050-5802-2990
湖東事務所	池庄町 495 (湖東コミュニティセンター内)	TEL	0749-45-2666
		IP	050-5802-2974
能登川事務所	乙女浜町 1405 (水車野園内)	TEL	0748-43-0595
		IP	050-5802-2989
蒲生事務所	市子川原町 676 (せせらぎ内)	TEL	0748-55-4895
		IP	050-5802-2528

認定 NPO 法人 まちづくりネット東近江

東近江市で市民活動に取り組む団体・コミュニティを支援する団体です。団体運営の御相談や情報提供、各種セミナーの開催など、市民のみなさんと地域での活動をつなぐお手伝いをしています。
(自治会やまちづくり協議会等も利用できる内容がありますので御相談ください。)

○相談業務

- ・会計やチラシ、情報発信、組織運営などの日常業務に関する相談
- ・助成金や補助金など活動資金獲得（助成金申請書の書き方）に関する相談 など

○情報提供

- ・HP や facebook などの SNS を使った情報発信
- ・東近江市役所 1 階「市民活動情報コーナー」の掲示版を利用した情報発信
- ・広報誌「にじまち」を利用した情報発信
- ・地元テレビやラジオをつかった情報発信

市民投稿番組「まちのわ」

市民が自分で作ったオリジナル動画を
スマイルネットで見ることが出来ます。

○各種セミナーの開催

- ・会計講座、チラシ講座などの開催
- ・補助金や助成金の講座
- ・団体及び個人がつながる場の創出
→わくわくこらぼ村の開催など

○広報のお手伝い

- ・HP や facebook、市役所掲示板などで広報をお手伝いします。
- ・チラシ作成の相談も受け付けています。

○機器の貸出

- ・プロジェクター、スクリーン、ビデオ、マイクなどの貸出を行っています。（要予約）



詳しくは、下記まで御連絡ください。

認定NPO法人まちづくりネット東近江

住所：〒527-0028 東近江市八日市金屋二丁目6-25

TEL：0748-56-1277 IP：050-8036-0784

E-mail：info@e-ohminet.com URL：http://e-ohminet.com

自治会運営のヒント集

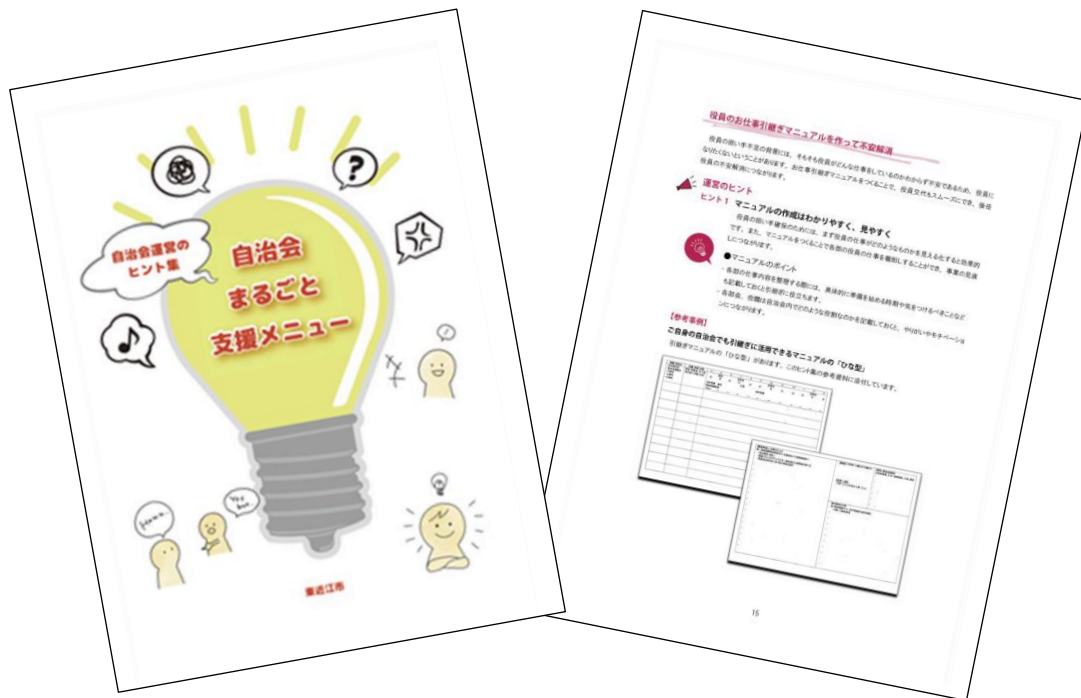
～自治会まるごと支援メニュー～

東近江市内には、390の自治会があり、地域のまちづくりに欠かすことのできない活動主体として、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの形成といった重要な役割を担っています。

しかしながら、多くの地域では、まちづくり活動を行う上でさまざまな課題を抱えており、課題解決のために他の地域と事例を共有する機会も限られていることから、「自治会運営のヒント集 ～自治会まるごと支援メニュー～」をまとめました。

自治会の活動に「これが正解」というものはなく、それぞれの地域特性や規模、状況に応じた活動が求められているのは言うまでもありません。一方で、他の自治会の工夫を知ることによって、自分たちの活動を見直すヒントにもなります。

本冊子の中から、自分たちの地域に応じた活動のヒントを見つけていただき、今後の取組の参考となれば幸いです。



令和3年度「自治会運営のヒント集」

「自治会運営のヒント集 ～自治会まるごと支援メニュー～」についてのお問合せは、まちづくり協働課（電話：0748-24-5623）又は各支所（32頁の連絡先）へ御連絡ください。

本冊子は、市ホームページにも掲載しています。下記にQRコードを掲載していますので、御利用ください。



QRコード 市ホームページ「自治会運営のヒント集の発行」